

# 笠岡ふれあい空港使用規約 (超軽量動力機等【ジャイロプレーン, ウルトラライトプレーン】)

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地内に作られている飛行場です。フライトのために、この飛行場を安全で楽しく永続的に使用するには、次の事項を必要最低限みなさんで守っていただかなくてはなりません。

## 1 安全について

安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を続けられないこと。また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

## 2 飛行空域について

使用空域は、笠岡地区農道離着陸場上空のみとする。隣接する農場、公道等の空港以外の敷地へ侵入した場合は即座に使用の中止を命じる。

## 3 使用上の注意

(1) 超軽量動力機等を飛行させる場合には次の航空法上必要な許可を得ること。また、申請時に許可書の添付をすること。(詳しくは国土交通省に問い合わせること。)

(ア) 航空法第11条第1項ただし書きの許可(機体に関する許可)

(イ) 航空法第28条第3項の許可(操縦者に関する許可)

(ウ) 航空法第79条ただし書きの許可(離着陸場の許可)

※笠岡地区農道離着陸場は航空法上の空港ではないため、(ウ)の許可が必要になります。

## 4 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合がある。

## 5 事故について

使用中に発生した事故については怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理人へ速やかに申し出ること。必要に応じて警察へも連絡すること。

また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。